

んか。比丘尼は私度の尼にて、いまだ受戒得度せざる尼をいへり。釋氏要覽に、沙彌亦名比丘。註に云ふ。涅槃經云。譬如幼年初得出家。雖未受具。即隨僧數。とあり。日本靈異記に、未受具戒名爲沙彌。と見え、宇治拾遺に、諸國の沙彌等ことごとく參り集ひて受戒すなどありて、比丘尼は自度の僧尼にて、いまだ度牒を得ざる佛者をいへりとぞ。

○國造神社

此の神社は、泉新町等二百餘戸の産土神にて、泉野國造社とも又虚空藏社とも呼べり。泉村の鎮守社にて、從來神職社人等もなし。故に其の來歴等詳かならず。津田鳳卿の石川訪古游記に云ふ。泉國造社。蓋祀加賀國造神靈也。輒近依託謬爲虚空藏者。恐非也。又云。前是邑人相議。神門榜國造社。甚明麗。居年所。或云。改榜竹神意。輿論不合。乃復舊榜。刊謬之舉。無識之人往々不悅。遂非而不能改。實可嘆也。と載せたり。平次按ずるに、能美郡和氣村の國造山國造塚も虚空藏とす。又國造の遠祖を祀りて國造神社と崇むるも、上代よりの事にて、續日本後紀に、承和十四年

秋七月丁卯。修造攝津國大依羅社。肥後國阿蘇郡國造社。爲官社焉。と見え、延喜式神名帳にも、肥後國阿蘇郡國造神社と載せられたり。阿蘇郡の國造神社は即ち阿蘇國造の遠祖を祭れりといへり。國造本紀に、阿蘇國造は神八井耳命の孫速瓶玉命を初めて國造に定め賜へるよし見たり。されば泉野の國造神社は加賀國造の遠祖を祀りたる社なる事いちじるし。故に明治五年十一月國造神社の舊號に復し、村社に列せられ、舊藩主正二位齊藤卿直筆の扁額を鳥居に掛けたりけり。

○加賀國造事略

國造本紀に、加賀國造。泊瀨朝御代。三尾君祖石撞別命四世孫大兄彦君。定賜國造。とあり。泊瀨朝とは雄略天皇の御世をいへり。賀我は加賀也。抑國造は姓氏錄の序に、神武臨夏東征之年云々。國造縣主始號於斯。と載せたる如く、既に神武天皇東征の時よりにて、倭國造。葛城國造。猛田縣主などを命ぜられし事、日本紀に見たり。國造は其の國を領知する主宰、縣主は其の縣を司る官員をいへり。聖德太子の憲法第十二條に、國司。國造勿歛百姓。國驛二君。

民無兩王。率土兆民以王爲王。所任官司皆是王臣也。何敢與公賦歛百姓。との一條を載せられたり。選叙令の集解には、古昔无國司。而只有國造。治一國之中。と見え、職原抄大全に、上古以國守皆云國造。至皇極天皇時始改國司。と記載し、北村季吟の土佐日記抄にも、上古に國造といひしを皇極天皇國司とあらためさせ給ふなど註せしもの、その據を知らず。若しくは皇極紀に詔國司云々とある紀文をば、おもひ誤りたるならんか。國造の所務を廢して國司を置かれしは、孝德天皇の御世大化元年改新以來の事なりしを、皇極天皇の御世と過聞せしにてもあるべし。本居氏の玉勝間に、筑後國風土紀に載せたる筑紫國造磐井が墳墓の事を記載して云ふ。かばかりいかめしく大なるかまへを物せんことは、今の世の國持大名などのちからにもいとたやすくは出來がたかるべし。これを思へばそのかみ國々の國造の身のほども思ひはかられて、けしうはあらざりけん。又云ふ。いにしへに國造といひしは、今の世のごとく大きにこそあらざりけめ。大かた何事も大名の如くなる物にて、國々に多く有りし也。それが中に、國造、また君、ま

た別、また直、また稻置、また縣主などいふ色々の有りて、尊き卑しきけちめも有りつるを、そのけちめはさだかに記せる物なければ、いづれ尊く何れ卑しかりけむ。今悉くはわかまへがたけれど、大かたは皆國造と同じさまなる物にて、此の色々を一つにすべとも國造といへりき。書紀などに伴造。國造などあるは、かの色々をすべて一つに國造といへる也。さてもろこしの國にも、いにしへ封建の制とかいひし代の諸侯といふもの、これによく似たり。其の諸侯に五等の爵とて、公侯伯子男と五きさみのしな有りし。それはた國造。君。別などの色々ありしに似たり。その五しなの中の一つの名をとりて、すべて諸侯といひしも、又すべてをも國造といひしに似たりと云々。又古事記傳に云ふ。古へ國造は世々傳へて其の國を治めたり。漢國のいにしへの封建の制といふも此に似たり。然るに孝德天皇の御世より彼の國の郡縣の制といふをまねびて、京より國司をかはるゝに遣して、國々を治めしめ給ふ事になれり。さて國々に國司を置かれし後は、國造は國司の下に立ちて、多くは郡領などに任ぜり。さて漸々に衰へゆきて、後